

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 (3) 労働法システムの「源」を捉える

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

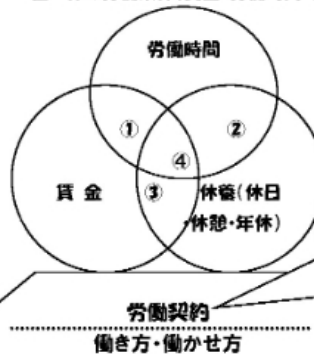
### 職場と労働法 (3) 労働法システムの「源」を捉える

(クリックするとPDFファイルが開きます)

#### 労働法システムの「源」を捉える

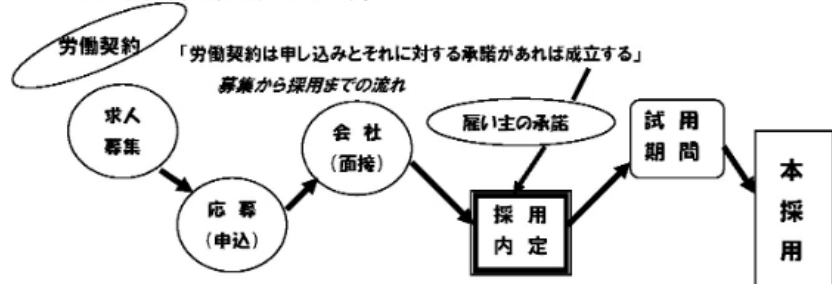
(労働者が人間として「労働」する基本は「労働時間・賃金・休養」)

三位一体の労働条件(賃金・労働時間・休養)



- 労働基準法
  - 労働組合法
  - 労働関係調整法
  - 労働安全衛生法
  - 労働者派遣法
  - 男女雇用機会均等法
  - パート労働法
  - 育児・介護休業法
- など、等の労働法がある。

※労働契約とは、どんな働き方をするか、どんな働き方をするか、雇用のあり方と賃金などの労働条件を契約することです。



産業構造の複雑多様化、働き方様化、そして高度情報・サービスの到来の中で、労働法も多様で複雑になっています。

しかし、労働者が労働するわけから、常に労働者が出発点です。このようにして、その源を押さえ何も複雑多様に難しく考える必要ありません。

どのような労働条件のもとで、様に働くかを考えていけばよいです。

短い労働時間で働くから「パート労働法」、男女の雇用機会を均等にの禁止をということで「男女雇用均等法」で、労働需給の迅速化は労働者派遣法」で、働くプロセスも結果良しで、危険な行動・状態のあり方では問題であるので「労働安全衛生法」及び「労働基準法」で、というように労働の目的・あり応じて対応する労働法があるのでその源は、労働時間・賃金・休(休日・休憩・休暇)の三点であり三位一体はここから出発します。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**